

論文の和文要旨

論文題目

自由民権運動と教育

——雑誌・新聞の分析を通して——

氏名

任 鉄華 (ニン テッカ)

本論文は、自由民権派の雑誌・新聞に掲載された教育に関する論説や報道の分析を通して、自由民権運動が成立期の学校教育とどのようにかかわったについて論じたものである。本論文の対象とする時期は、「学制」により近代日本の教育制度が発足した1872年から、自由党が解党する1884年頃までとする。

自由民権運動と教育に関する研究は、従来、教育史の分野において多くの成果を出してきた。そして、そこにおける結論の多くは、旧来の通説、つまり「自由民権運動は「明治絶対主義政府に対するブルジョア民主主義的革命運動である」という捉え方にたって、自由民権派の教育運動や教育観を位置づけたものであり、自由民権派は「天皇制教育体制とは質的に異なるもう一つの教育体制を創造する」ことをめざしていたというものである。

しかし、1990年代に入ってから、教育史においては、このテーマに関する研究は、ほとんど行われなくなってしまった。一方、歴史学の分野においては、自由民権運動そのものについての研究が、その後も進展し続けており、上のような旧来の評価に対する批判も出されてきた。その有力なものの一つは、当時の政治対立は明治政府と自由民権運動との二項対立であったのではなく、文明観などにおいては、自由民権派もまた政府と共通の認識に立っていたとするものである。また、この運動で見られた主要な活動が、新聞というニューメディアと演説というパフォーマンスによって担われたという点に視点を向けて、そうした側面での研究を進める方法も行われるようになった。

本論文は、このような自由民権運動の最近の見方と方法に立って、自由民権運動と教育との関係を見直そうとしたものである。このような形で研究を進めていくことにより、このテーマに関する研究の停滞状況を打破することをめざしている。

本論文で主要な史料として取り上げたのは、自由民権派の出していた雑誌と新聞である。これは、最近の自由民権運動研究のあり方を踏まえたものである。

本論文は序章、第一章、第二章、第三章、第四章、終章からなっている。各章の概要は以下のとおりである。

序章は、研究史の整理と本論文の課題の設定である。

第一章は、長野県の自由民権派が学校制度の普及にどのようにかかわったかについて、民権派教員の出していた雑誌『月桂新誌』（1879年1月創刊）を通して検討したものであ

る。具体的には、『月桂新誌』が発行された期間を、編集長の交代や誌名の変更などを画期として四期に分け、時期ごとに誌面の内容、特に社説欄を中心にして分析し、同誌と民権派教員の主張をたどり、それを明治政府の教育政策の推移と関連づけて考察した。そして、『月桂新誌』の編集方針の変化は、自由民権運動の推移によるというより、むしろ政府の教育政策に方針に対応した面が強いこと、民権派教員は自由民権運動に参加しながらも、必ずしも政府との対決を前面に出すことはなく、教育者としての立場を意識し、つねに教育の普及を自分の第一の任務として位置づけていたことなどを明らかにした。また、長野県の民権派教員たちは、教育雑誌である『月桂新誌』の発行のみならず、奨匡義塾の構想や変則塾の開校などをはじめとして、教育の普及のためにさまざまな形で尽力していた実態を提示した。そして、長野県が明治初期から高い就学率をあげ、教育県として知られるようになった背景の一つには、このような民権派の教員の努力があったことを指摘した。

第二章は、神奈川県自由民権派が教育の推進にどのようにかかわっていったのかを、主として民権派の大新聞である『横浜毎日新聞』（1870年12月創刊、1879年12月『東京横浜毎日新聞』と改名）の教育関係記事をたどりながら考察したものである。そこで明らかにしたことは以下のようなものである。

まず、学制公布以前の同紙には、教育関係の記事は少なかったが、1872年の学制公布に伴い、学制期の同紙は教育関係の記事が大幅に増えていく。それは同紙が神奈川県地方紙として、地域での義務教育の普及・定着のために、内外の教育事情を広く知らせようとした積極的な姿勢を示している。また、同紙は、自由民権運動の発展につれて、民権論的色彩を強めて、反政府的な論調も多く掲載されるようになっていくが、教育に関しては、義務教育の普及を最重要課題とする文部省の方針と対立する記事・論調が見当たらない。

次の教育令期(1879年9月～80年12月)の『横浜毎日新聞』は、『東京横浜毎日新聞』と改題し、民権派の三大新聞の一つの全国紙となり、政府との対決を強めていったが、教育に関しては、政府の教育方針の転換を評価する一方で、教育令(「自由教育令」)にあっても普通教育の水準を維持するよう政府に強く訴えた。

次の改正教育令期(1880年12月以降)になると、同紙は民権結社嚶鳴社の機関紙的な存在となり、政治的には政府と対立を強めていった。教育の面でも、私立学校軽視の政策や、政談演説への生徒・学校の規制に対しては、強く批判している。また、「自由教育令」を廃止し改正教育令を施行したことの是非や、改正教育令の内容そのものについて、直接論じた社説・論説はない。ただ、自由教育と干渉教育の是非をめぐる論争では、基本的には干渉教育の立場に立っていた。

第三章は、『総房共立新聞』(1881年6月創刊)の教育関係報道を通して、千葉県の自由民権運動と教育の関係について見たものである。『総房共立新聞』は、千葉県の代表的民権家桜井静が中心となったものである。したがって、同県の民権運動の機関紙的な存在として、政府と対立する論説・記事が多く見られる。しかし、同紙は千葉県で発行され

ていた唯一の新聞として、地域の発展・興隆をめざす立場から、緒についたばかりの普通教育の定着のために、学事奨励に関する記事を積極的に載せている。そして、学校教育に対する民衆の反発に対しては、民衆の無知を示す悪しき例として取り上げている。つまり、教育に関しては、政府や県の政策に対して批判的な記事は見られず、むしろ在野から支援する役割を果たしたのである。また、同紙は、民権派教員たちが、新聞購読会や演説会を通して、地域の啓蒙運動に積極的に取り組んでいることや、頻繁に教育会議を開催して、種々の教育問題に対応しようとしている様子などしばしば取り上げている。そのような民権派の教員たちの活動は、政治的活動というよりは、地域の教育の発展をめざすための地道な試みと見るべきであろう。

第三章の最後では、千葉県に深くかかわった民権派教員の個別事例として、安房郡の佐久間吉太郎の活動と学校教育観と、夷隅郡の民権教育結社以文会の井上幹らにより設立された薫陶学舎の実態を取り上げた。そして、彼らの活動は、地域の啓蒙や教育の発展のためであって、必ずしも政治的な対立を教育にもちこもうとするものではなかったことを明らかにした。

第四章は、埼玉県で自由民権派が教育の普及にどのようにかかわったのかを、同派による新聞・雑誌を取り上げて論じたものである。まず、第1節では『埼玉新報』（1877年12月15日創刊）を取り上げて分析した。この新聞は、民権家堀越寛介によって出されたものであるが、同紙も当時の埼玉県では唯一の新聞であり、地方紙としての性格ももっていた。したがって、教育関係の記事としては、学校教育の普及をめざす記事を掲載しており、その定着を重要な課題とする同紙の啓蒙的な性格が表れている。また、学制に対する批判的な言辞はまったく見られない。このことは、自由民権派の新聞である『埼玉新報』も、学校教育の導入と定着をめざすという点では、政府と同じ観点に立ち、その重要性を新聞という媒体を通じて人々に知らせようとしていたことを示している。

次に、後半の第2節では『埼玉教育雑誌』（1883年10月5日創刊）を取り上げた。同誌は民権派教員が中心となって出された雑誌であり、当然ながら民権派による文章を多く掲載している。この時期の文部省の教育政策は、知識主義的教育から道徳重視の教育へと転換しつつあったが、同誌はそれに反対するよりは、むしろ積極的に同調して、国民教育や修身科に関する論文を載せている。また同誌は、自由教育か干渉教育かという問題では、干渉教育の立場に立つことを明言していた。

終章は、第一章～第四章で明らかにしたことを踏まえて、自由民権運動と教育の関係についてまとめるとともに、今後の課題を述べたものであるが、その大略は以下のようなものである。本論文の取り上げた雑誌・新聞による限りでは、自由民権派の教育問題に対する捉え方や対応は、基本的には、学制により始まった日本の学校教育を、積極的に定着・普及・発展させようとするものであり、それに反対したり、対立したりするものは見られない。つまり、自由民権派は、政治的には、立憲体制の早期導入を主張して政府と対立し、その実現のための闘いを展開していたが、近代教育の意義と位置づけに

関しては、政府と共通の見解に立っていたと言える。

しかしながら、自由民権派は、単に政府の政策を支持・支援していただけてではなく、彼らならではの活動を展開していた。たとえば、公立小学校に通えない児童や就学年齢を超過した大人のために、夜学・変則塾を開いたり、小学校の初等科を卒業した者に中等教育を提供する目的で、私立中学校を作ったりしていたのである。これらは、公教育の不足を補うための自由民権派の意欲的な活動とみなすことができる。

さらに自由民権派は、ひんぱんに教育会議を開催し、さまざまな教育問題に対応しようとした。そこで取り上げられたものは、教材研究や教育方法が未熟な段階にあって、有力な情報を提供し、教員たち自らの進歩・発展をめざそうとするものであった。

彼らは授業の中に新聞をとり入れることにも熱心であった（ただし、これは必ずしも民権派教員に限ったことではない）。また、地域での演説会の開催にも積極的であり、そこでも教育問題について熱心に論じたのである。

しかしながら政府は、自由民権運動が学校に波及することを恐れて、教員および学校生徒の演説会への参加を禁止した。改正教育令の公布以降、教員の政治活動に対する規制は、いっそう強められていった。その結果、民権派教員たちの教育活動は大幅にせばめられたが、学校教育の普及・定着をめざして努力する彼らの姿勢に変わりはない。

これらのことを踏まえて言えることは、自由民権派のめざしていた教育は、「天皇制教育体制とは質的に異なるもうひとつの教育体制を創造する」ようなものではなかったということである。彼らは、むしろ、「学制」によって始まった学校教育をできるだけ地域に早く根づかせようとして尽力したのである。彼らの学校外での活動や一見政治的とも見えるような運動もまた、あくまでもその目的のためのものであった。そして、そこにむしろ、自由民権派なればこそその情熱と意欲を見るべきであろう。

日本の近代教育制度は短時間に確立した。その成功の原因としては、江戸時代以来築いてきた高い識字率や明治政府による強権的な推進策などが、旧来より挙げられてきた。しかし、そこにおいて果たした自由民権派教員たちの積極的な役割を評価し、正しく位置づける必要があるであろう。

最後に、今後の課題としては、①さらに多くの事例を積み重ね、本論文で述べたことをより充実した内容のものにしていくこと、②自由民権運動のその後半期において、教育とのかかわりについてもっと深く研究していくこと、③明治政府が知識主義的教育から道徳重視の教育へと普通教育の教育方針を転換する過程における民権派の対応について、さらなる追求をすることの三点を挙げた。